ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ ป.4/2569

เรื่อง การผ่อนผันหลักเกณฑ์สัดส่วนการจ้างงานบุคลากรไทยสำหรับอุตสาหกรรมที่ใช้เทคโนโลยีขั้นสูง

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 Por. 4/2569 号

件名：高度技術を用いる産業におけるタイ人材雇用比率基準の緩和

高度技術を用いる産業への投資について、国内において深い経験を有するタイ人材がなお不足している移行期において、事業者が効率的に製造を開始し、実施できるよう支援するとともに、中長期的にタイ人材が引き継ぐことができるよう、タイ人材に対する高度技術に係る知識の開発および移転を引き続き行わせるため、

投資委員会事務局は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 11 条、第 13 条、第 25 条および第 26 条の権限に基づき、また、仏暦 2569 年（2026 年）3 月 20 日の投資委員会第 2/2569 回会議の決議に従い、投資委員会から委任を受けて、仏暦 2568 年（2025 年）6 月 5 日付投資委員会事務局布告第 Por. 8/2568 号「第 25 条および第 26 条に基づく外国人材の役職承認、承認済み役職への外国人材の配置ならびに役職および人員の期間延長に係る審査基準」に基づく、高度技術を用いる産業におけるタイ人材雇用比率の緩和に係る基準および条件を、以下のとおり定める。

第 1 項　緩和審査を申請することができる事業の範囲は、半導体関連事業、先端電子関連事業（例：プリント回路基板（PCB）の製造事業)、高精度機械関連事業などの高度技術を用いる産業でなければならない。

第 2 項　緩和を受けることができる外国人材の役職は、高度技術に関連し、かつ国内においてタイ人材が不足している役職に限るものとする。ただし、一般的な役職または支援部門の役職は含まない。

2.1　オペレーションレベルの役職

2.1.1　高度技術を用いる産業において、国内で不足している役職でなければならない。当該不足している役職に配置される外国人材は、学位および専攻分野または職務経験等について、事務局および国家高等教育科学研究イノベーション政策審議会事務局（NXPO）が定める資格を有していなければならない。

2.1.2　当該不足している役職について、雇用局を通じた求人公告、信頼できる人材紹介会社からの証明書などのタイ人材を採用するための証拠を提示しなければならない。

2.2　経営幹部レベル(Executive)または管理職レベル(Management)の役職

第3項　緩和基準

タイ人材雇用比率の緩和は、緩和承認日から起算して、合計で 3 年を超えない期間とし、以下の基準による。

3.1　初年度の緩和

会社が緩和承認を受けた後、第2 項に基づく役職に外国人材を雇用することができる。ただし、会社全体の雇用に占めるタイ人材の比率を、緩和承認日から 1 年間、30%以上を維持しなければならない。

3.2　翌年度以降の緩和

会社は、初年度の緩和期間終了後2 年間、会社全体の雇用に占めるタイ人材の比率を60%以上維持しなければならず、緩和期間が終了したときは、会社はタイ人材雇用比率を通常の基準に従った比率に調整しなければならない。

第4項　緩和を受けた役職を代替するためのタイ人材育成条件

緩和承認を受けた会社は、オペレーションレベルのタイ人材について、緩和を受けた外国人材の役職1 つにつき、タイ人材1 人以上の割合で、人材育成計画を作成し、実施しなければならない。この場合、高度技術に係る外国人専門家から知識の移転および育成を受けなければならないタイ人材の人数は、初年度の緩和承認日ならびに2 年目および3 年目の各初日における外国人材の人数と通常基準に基づく外国人材の人数、すなわち会社全体の雇用の 30%を超えない通常基準に基づく外国人材の人数との差に基づき算定する。

第5項　緩和承認を受けた会社に対する確認基準

5.1　会社は、当該事業におけるタイ人材の雇用状況の確認を受け、翌年度の継続的な緩和を受けるため、緩和期間中、毎月、Single Window for Visa and Work Permit システムを通じて社会保険関係書類を提出しなければならない。

5.2　会社は、緩和を受けた各年度の末日までに、タイ人材の研修結果報告書を作成し、事務局が定める事実確認のための証拠書類を提出して、翌年度の継続的な緩和を受けなければならない。

5.3　会社が、事務局が定める各年度の期間において、緩和を受けた外国人材の役職1 つにつきタイ人材1 人以上の割合で、タイ人材の雇用比率の維持およびタイ人材の研修を実施することができない場合、翌年度に継続して緩和を受ける権利を有しない。

第6項　緩和に係る申請は、事務局が定める書式および方法に従って行うものとする。

発布日　仏暦2569 年（2026 年）4 月 9 日

ナリット・テートサティーラサック

（ナリット・テートサティーラサック）

投資委員会長官